

地 基 メ 第 1 号
令和 6 年 4 月 1 日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 事 務 長 様

地方公務員災害補償基金
メンタルヘルス対策サポート推進室長
(公 印 省 略)

令和 6 年度メンタルヘルス対策の支援事業の実施について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）では、事業者の責務として、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないとされています。具体的には、ストレスチェックを含めた適切なメンタルヘルス対策の実施等が求められています。

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会（以下「安衛協」という。）が毎年実施している「地方公務員健康状況等の現況」によれば、地方公共団体のメンタルヘルス不調による休務者は、増加が続いており 10 年前の約 1.8 倍、15 年前の約 2.1 倍となっており、これを抑制するためにも、各地方公共団体が職員のメンタルヘルス対策に積極的に取り組むことが必要です。

メンタルヘルス対策を実施し職員の心の健康を保つことは、職員一人ひとりがその能力を十分発揮できるようになることに加え、公務災害の防止にもつながり、ひいては住民に対する質の高い行政サービスを提供することにもつながるものと考えられることから、基金においては、本年度も安衛協と連携し、下記の公務災害防止事業を実施します。

つきましては、別紙のとおり、基金理事長及び安衛協理事長の連名で各地方公共団体の長、各一部事務組合等の長及び各地方独立行政法人の理事長あての文書を送付しますので、関係する全ての団体へ送付し、周知していただくようお願いします。

また、併せて、別添「地方公共団体におけるメンタルヘルス対策の更なる推進に向けた取組について（通知）（令和 6 年 3 月 22 日付け総行安第 9 号）」についても、周知していただくようお願いします。

記

1 メンタルヘルス対策サポート推進事業

(1) 事業概要

職場のメンタルヘルス対策を実施する地方公共団体等の職員向けに、メンタルヘルス対策のための体制づくりや計画の策定方法、ストレスチェックの実施や個別の事案への対応方法も含めたメンタルヘルス対策全般に係る相談窓口を設置し、専門の相談員（臨床心理士等）がアドバイスを行う。

また、相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を地方公共団体等に派遣し、アドバイスを行う。

(2) 対象者

地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

2 メンタルヘルス・マネジメント実践研修会

(1) 事業概要

職場のメンタルヘルス対策を推進する上での必要な体制づくりや計画立案の方法、具体的かつ実際的な事例研究、カウンセリングの実習などを交えた内容の研修会を開催する。

【東京】 6月13日(木)～14日(金) 三田 NN ホール 定員 100 名

【大阪】 10月10日(木)～11日(金) 新梅田研修センター 定員 100 名

(2) 対象者

地方公共団体等の管理監督者、人事管理担当者、衛生管理者等職員

3 公務災害防止対策セミナー市町村研修支援

(1) 事業概要

市町村職員の公務災害の未然防止を目的として、地方公共団体等が実施する市町村職員対象のメンタルヘルス対策を含む公務災害防止対策研修等に対して、講師派遣等の支援を行う（全国で概ね 50 件程度採択予定）。

(2) 支援対象研修

受講者数が概ね 50 人以上の次の研修を支援対象とする。

- ・都道府県の管内市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- ・都道府県の市長会、町村会及び管内市区町村職員を対象として研修を実施する公共的団体が、当該団体の構成市区町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- ・市区町村が、当該市区町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修

※ 詳細は、安衛協ホームページでご確認ください。

URL : <https://www.jalsha.or.jp/schd>